

# 平野区地域福祉計画策定委員会 公開要領

## (目的)

第1条 この要領は、「大阪市審議会等の設置及び運営に関する指針」（以下「指針」という）に基づき、平野区地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

## (委員会の公開)

第2条 委員会は、原則として公開とする。ただし、個人に関する情報が含まれている場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、委員会の目的が達成できないと認められる場合は、委員会の判断により非公開とすることができる。

## (公開の方法)

第3条 委員会の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に対し、次のとおり行うものとする。

- (1) 傍聴を認める定員は10名とし、傍聴希望者は、委員会当日、開催30分前から開催の10分前までの間に会場の受付で別紙様式に定める傍聴申込書を提出するものとする。
- (2) 傍聴希望者に対しては、原則として委員会委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、会議資料に個人情報が含まれる場合、法令集等、大量に準備できないことが相当と認められる場合等、委員会が配布すべきではないと認めたときはこの限りではない。
- (3) 会議を円滑に運営するため、傍聴要領（別紙）を作成し、受付の際に配布して周知する。
- (4) 会議の支障にならない範囲内において、報道機関の取材等に対して配慮する。

## (委員会開催の周知)

第5条 委員会は、公開する会議を開催するにあたっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題その他必要な事項を、平野区ホームページに掲載する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、公開に関して必要な事項は、区長が定める。

## 附則

この要領は、平成28年1月5日から施行する。